

# 令和8年第1回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和8年1月23日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和 8 年第 1 回東串良町農業委員会会議録

令和 8 年 1 月 2 3 日							
東串良町役場委員会室（3 階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和 8 年 1 月 2 3 日 午前 10 時 00 分				議長	大村 教男
	閉会	令和 8 年 1 月 2 3 日 午前 10 時 46 分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 7 名 欠席数 1 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	×	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
出席○ 欠席×	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員		6 番	木佐貫 一孝	8 番	内村 初子		
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造	書記	宮之前 博一 出水 翔太・中村 一雅		
会議 に付 した 事項	日程第 1 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について						
	日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第 4 議案第 4 号 非農地証明願による証明について						
	日程第 5 議案第 5 号 農地あっせん委員の選任について						

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

櫻木委員、村吉委員より欠席届が届いております。出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第1回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、6番木佐貫委員と8番内村委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が1件7筆、農用地等の利用権による賃借権の合意解約が3件5筆、使用貸借権の合意解約が1件2筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第1号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が19件、使用貸借権が8件、所有権移転が2件あります。それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、賃借権の2番、3番、13番と、使用貸借権の7番については借人が〇〇委員が役員を務める法人、賃借権の18番、19番は借人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第25条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の2番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 13 番、貸人は〇〇昭子さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 18 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 19 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

使用貸借権設定の 7 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、3 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 2 ページをご覧ください。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規及び更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 15 年の利用権設定でございます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 10 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 11 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 12 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 13 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に 14 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 15 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 16 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 17 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

使用貸借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 7 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

所有権移転の売渡の 1 番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に 2 番、譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。予定としましては、2 月 28 日に公益財団法人鹿児島県地域振興公社が、譲渡人へ売渡することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案第1号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権が21件、使用貸借権が2件、所有権移転が9件といつもより件数が多くなっております。それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権移転の30番、31番、32番については現地調査を行っております。

最初に資料22ページの30番について、現地調査の報告を松元委員よろしくお願いします。

(松元委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和8年1月15日木曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と大村委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお、関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が農地を購入するものであり、作付予定作物は水稻となっております。

譲受人の農作業の経験は、27年であり、農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は鹿屋市ですが、東串良町へ移住されるとのことで通作に関して問題はないものと思われまます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけることのでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (大村)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料 22 ページの 31 番、23 ページの 32 番について、現地調査の報告を、松留立美委員よろしくお願ひします。

(松留立美委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 1 月 15 日木曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を、私と谷口委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお、関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、大崎町在住の譲受人が農地を購入するものであり、作付予定作物はそばとなっております。

譲受人の農作業の経験は、30 年であり、農業への意欲及び従事日数・農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は大崎町であります。通作に関して問題はないものと思われま

す。さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われ

ますが、農地を購入して以降、必ず耕作をするように指導もいたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 7 ページをご覧ください。

賃借権設定の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 3 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんと〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 10 ページをご覧ください。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。

資料 11 ページをご覧ください。

次に 9 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。

次に 10 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 12 ページをご覧ください。

次に 11 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 12 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 13 ページをご覧ください。

次に 13 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 14 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 14 ページをご覧ください。

次に 15 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 16 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。

資料 15 ページをご覧ください。

次に 17 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過

半の同意を得ての賃借となります。

次に 18 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。

資料 16 ページをご覧ください。

次に 19 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さん、〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 20 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 1 年の利用権設定でございます。

資料 17 ページをご覧ください。

次に 21 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 1 年の利用権設定でございます。

資料 18 ページをご覧ください。

使用賃借権設定の 22 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 20 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 23 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 20 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 19 ページをご覧ください。

所有権移転の 24 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 25 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料 20 ページをご覧ください。

次に 26 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 27 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。なお、譲受人は町外在住であります、過去に売買等の実績があるため、現地調査は省略とさせていただきます。

資料 21 ページをご覧ください。

次に 28 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 29 番は、譲渡人が〇〇委員となっておりますが、本日欠席のため、このまま説明させていただきます。譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に資料 22 ページの 30 番、31 番、23 ページの 32 番につきましては先ほど説明がありましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鶴丸委員

はい。

議長（大村）

鶴丸委員どうぞ。

鶴丸委員

13 ページの〇〇さんの件ですが、〇〇さんが購入予定でしたが、その後進展はなかったですか。

事務局（中村）

事務局には特に連絡はきておりません。

鶴丸委員

価格がどれぐらいするかを、会長と一緒に伺ったんですが。

事務局（中村）

その後、特に連絡はきておりません。

もし購入となると、先に〇〇さんと契約をしておりますので、解約しなければなりません。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第3号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が2件きており、全て現地調査を行っております。

最初に資料24ページの〇〇さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員よろしくお願ひします。

（稲村委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和8年1月15日木曜日に転用にかかる現地調査を私と有留委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として農地の譲受人である〇〇さんの父親で、農地の譲渡人でもある〇〇さんが出席されました。

今回の転用の目的は、譲受人である〇〇さんが居住するための一般住宅を建設するためとなっております。

申請地については、資料の地籍図にあるとおり、周囲を宅地や山林等で囲まれており、農地の広がり10ヘクタール以下であることから第2種農地に相当し、また地域計画からも外れている農地であることから、転用申請を行う事が可能であると思われまふ。

また、工事の際には隣接農地へ影響を及ぼさないよう慎重に工事を行い、もし苦情等があった場合には、申請人が誠意を持って対応するとしており、転用の許可がおりても特に問題はないものと思われまふ。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料 26 ページの有限会社〇〇さんからの申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を、谷口委員よろしくお願いします。

（谷口委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 1 月 15 日木曜日、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお、関係者として、砂取業者の〇〇さん、農地の貸人である〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

申請地は農用地と地域計画において、いずれも区域外となっておりますが、周辺の農地の広がりから第 1 種農地に相当すると思われ、令和 7 年 1 月に「一時転用」として砂採取を目的とした転用許可がおりていますが、令和 7 年 11 月時点で工事の進捗率が 20%にとどまる等工事が遅れており、今月 29 日の転用期間内に完了する見込みがないため、期間を延長するために新たに申請を行うものです。

工事が遅れた理由としましては、資料の備考欄に記載があるとおり、価格交渉の遅れや人員不足等が原因となっております。

農地の貸人である〇〇さん、〇〇さんも工事期間の延長を了承し、業者も引き続き周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしていることから、期間の延長を認めても差し支えないと思われまます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第 3 議案 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 4 議案第 4 号非農地証明願いによる証明について議題といたします。

今回は、申請が 1 件あり、現地調査を行っております。

資料 28 ページの〇〇さんからの申請につきまして、現地調査の報告を松元委員にお願いいたします。

（松元委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 1 月 1 5 日木曜日に非農地証明にかかる現地調査を私と大村委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として申請人である〇〇さんから委任を受けている行政書士の〇〇さんが出席されました。

申請地については、現在登記上の地目は畑と田となっており、農地とされていますが、現地を確認したところ、宅地化しており、農地として使用することは難しい状態でした。

申請人によれば、このように非農地化してから、既に 2 0 年以上経過しているとのことであり、農地として復元することも難しいと思われることから、申

請地を非農地として判断することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上をもちまして日程4議案第4号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

次に、日程第5議案第5号の農地のあっせん委員の選任についてを議題といたします。

今月は売買・賃借を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思

います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

議長（大村）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料29ページをお開きください。

申請人は鹿屋市に在住している〇〇さんで、農地の売買もしくは賃借を希望されておられます。条件などについては選任された委員に一任することでした。申請地は資料、29ページの左下にある通り、川東山野に所在し、山野地域

計画区域内農地および農用地区域内農地に該当しております。

資料 29 ページ右下に申請地周辺の地域計画における担い手を記載しておりますので、あっせんの際には農地の最適化を進めるためにも優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

なお、農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては、谷口委員と松留立美委員を指名いたします。委員長を谷口委員にお願いしたいと思います。

また、本議案は、2月15日までを申出期間とします。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして日程第5議案第5号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

松留立美委員

あっせん地は、現地調査を行った場所の隣ですか。

事務局（中村）

現地調査を行った場所の隣の隣です。

松留立美委員

隣地の人によっては、〇〇さんが購入するんじゃないかな。

事務局（出水）

こちらの方で確認させていただきます。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

※2月現地調査：2月13日（金）

定例総会：2月25日（水）

申請締切：1月30日（金）※2月定例総会分

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、東串良町農業委員会令和 8 年第 1 回定例総会を閉会いたします。